

日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>(利用請求の手続) 第10条 [略] 2 [略] 3 第1項に規定する利用請求書の提出の方法は、次のいずれかによるものとする。この場合、第2号の方法において必要な郵送料は、利用請求をする者が負担するものとする。 (1) 閲覧室の受付に提出する方法 (2) アーカイブに郵送する方法 <u>(3) 電子情報処理組織(アーカイブの使用に係る電子計算機と利用請求等を行う者又は通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を用いてアーカイブに送信する方法</u> 4 前項第2号及び第3号に定める方法による利用請求については、利用請求書がアーカイブに到達した時点で請求がなされたものとみなす。 5 [略]</p>	<p>(利用請求の手続) 第10条 [同左] 2 [同左] 3 [同左] (1) [同左] (2) [同左] 4 前項第2号に定める方法による利用請求については、利用請求書がアーカイブに到達した時点で請求がなされたものとみなす。 5 [同左]</p>	<p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。 ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p>
<p>(本人情報の取扱い) 第13条 [略] 2 第10条第3項第2号及び第3号に定める方法により利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し、その他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとしてアーカイブが適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)をアーカイブに提出すれば足りる。</p>	<p>(本人情報の取扱い) 第13条 [同左] 2 第10条第3項第2号に定める方法により利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し、その他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとしてアーカイブが適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)をアーカイブに提出すれば足りる。</p>	<p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p>
<p>(第三者に対する意見提出機会の付与等) 第14条 [略] 2 アーカイブは、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文の利用をさせようとする場合であって、当該情報が、独立行政法人等情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 利用請求に係る歴史的公文の名称 (2) 利用請求の年月日 (3) 利用請求に係る歴史的公文の利用をさせようとする理由</p>	<p>(第三者に対する意見提出機会の付与等) 第14条 [同左] 2 アーカイブは、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文の利用をさせようとする場合であって、当該情報が、独立行政法人等情報公開法第5条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) [同左] (2) [同左] (3) [同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

改正後	改正前	備考
<p>(4) 利用請求に係る歴史的公文に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>3 アーカイブは、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該歴史的公文を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、アーカイブは、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により通知しなければならない。</p>	<p>(4) [同左]</p> <p>(5) [同左]</p> <p>3 アーカイブは、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該歴史的公文を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、アーカイブは、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>
<p>(利用決定)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 アーカイブは、利用請求に係る歴史的公文が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第3項の規定にかかわらず、利用請求に係る歴史的公文のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、アーカイブは、利用請求があった日から30日以内（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を<u>書面又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本規定を適用する旨及び理由</p> <p>(2) 残りの部分について利用決定をする期限</p>	<p>(利用決定)</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 アーカイブは、利用請求に係る歴史的公文が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第3項の規定にかかわらず、利用請求に係る歴史的公文のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、アーカイブは、利用請求があった日から30日以内（第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>
<p>(利用決定の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>郵送又は電子情報処理組織を使用する方法</u>により行う。</p>	<p>(利用決定の通知)</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>郵送</u>により行う。</p>	<p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p>

改正後	改正前	備考
<p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p><u>オ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p><u>エ 電磁的記録として複写したもの</u></p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 写しの交付は、アーカイブにおいて行う方法のほか、<u>郵便等又は電子情報処理組織を用いて利用請求者に送付又は送信する方法により行うことができる。郵便等による場合、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。</u></p>	<p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第19条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>3～4 [同左]</p> <p>5 写しの交付は、アーカイブにおいて行う方法のほか、<u>利用請求者の求めに応じ、郵便等を用いて利用請求者に送付する方法により行うことができる。この場合、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。</u></p>	<p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p> <p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p>

改正後			改正前			備考
別表（第19条関係）			別表（第19条関係）			ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。
「歴史的公文」の種別	「写しの交付」の方法	料金	「歴史的公文」の種別	「写しの交付」の方法	料金	
1. 文書又は図画 — 原則としてスキヤナ等により作成した電磁的記録から「写し」を作成する。	(1) [略]	[略]	1. [同左]	(1) [同左]	[同左]	
	(2) [略]	[略]		(2) [同左]	[同左]	
	(3) [略]	[略]		(3) [同左]	[同左]	
	(4) [略]	[略]		(4) [同左]	[同左]	
	(5) <u>電磁的記録の電子情報処理組織を用いた交付</u>	当該文書又は図画の「原本」のページ1枚ごとに10円				
2. マイクロフィルム、写真フィルム類 — 原則として「原本」を電磁的記録化したものから「写し」を作成する。	(1) [略]	[略]	2. [同左]	(1) [同左]	[同左]	
	(2) [略]	[略]		(2) [同左]	[同左]	
	(3) [略]	[略]		(3) [同左]	[同左]	
	(4) [略]	[略]		(4) [同左]	[同左]	
	(5) <u>電磁的記録の電子情報処理組織を用いた交付</u>	当該フィルム類の「原本」1コマごとに10円				
3. 電磁的記録	(1) [略]	[略]	3. [同左]	(1) [同左]	[同左]	
	(2) [略]	[略]		(2) [同左]	[同左]	
	(3) [略]	[略]		(3) [同左]	[同左]	
	(4) [略]	[略]		(4) [同左]	[同左]	
	(5) <u>電磁的記録の電子情報処理組織を用いた交付</u>	1ファイルごとに210円				
備考1～備考2 [略]			備考1～備考2 [同左]			
備考3： <u>「電磁的記録の電子情報処理組織を用いた交付」については、容量等を勘案して対応できない場合がある。</u>						
(注1) 「写しの交付」において、当該「写し」の郵便等による送付を希望される場合には、送付に要する費用は利用請求者のご負担となります。			(注1) 「写しの交付」において、当該「写し」の送付を希望される場合には、送付に要する費用は利用請求者のご負担となります。			
(注2) [略]			(注2) [同左]			